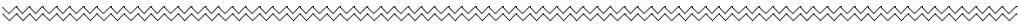


令和6年 第1回
本別町議会臨時会会議録



自 令和6年 1月30日
至 令和6年 1月30日

本別町議会

令和6年本別町議会第1回臨時会会議録

令和6年1月30日（火曜日） 午前10時01分開会

○議事日程

| | | | |
|-------|--------|--|--|
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | | 専決処分の承認を求める件〔学校施設損壊に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕 |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | | 専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第18回）〕 |
| 日程第 6 | 議案第 1号 | | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第19回）について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | | 令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | | 本別町手数料徴収条例の一部改正について |

○会議に付した事件

| | | | |
|-------|--------|--|--|
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | | 専決処分の承認を求める件〔学校施設損壊に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕 |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | | 専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第18回）〕 |
| 日程第 6 | 議案第 1号 | | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第19回）について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | | 令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | | 本別町手数料徴収条例の一部改正について |

○出席議員（12名）

| | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 篠原義彦 | 副議長 | 11番 | 柏崎秀行 |
| | 1番 | 宮本やよい | | 2番 | 加藤徹己 |
| | 3番 | 丑若浩行 | | 4番 | 水谷令子 |

5番 梅村智秀
7番 藤田直美
9番 高橋利勝

6番 石山憲司
8番 方川一郎
10番 阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | |
|----------|---|-----|----|--------|---|----|----|----|
| 町 | 長 | 佐々木 | 基裕 | 副 | 町 | 長 | 村本 | 信幸 |
| 会計管理者 | | 藤野 | 和幸 | 総務課 | 長 | 三品 | 正哉 | |
| 保健福祉課長 | | 長屋 | 和幸 | 住民課 | 長 | 宮口 | 淳哉 | |
| 健康・こども課長 | | 高橋 | 紀尊 | 企画財政課 | 長 | 松本 | 秀規 | |
| 老人ホーム所長 | | 前佛 | 清治 | 国保病院事務 | 長 | 小川 | 芳幸 | |
| 総務課主査 | | 石川 | 雅康 | 教育 | 長 | 高橋 | 哲也 | |
| 教育次長 | | 武田 | 敏英 | 代表監査委員 | | 井出 | 英彦 | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | | | | | | |
|--------|--|----|----|--------|--|----|---|--|
| 事務局長 | | 中川 | 雅之 | 総務担当主査 | | 越後 | 忠 | |
| 総務担当主事 | | 今井 | 綾香 | | | | | |

開会宣告（午前10時01分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和6年第1回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、水谷令子議員及び丑若浩行議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第1号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）について報告を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 報告第1号専決処分報告。

令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を30万円増額補正し、資本的収入の総額を1億7,068万1,000円とするものであります。

内容は、本別町内にお住まいの匿名の方から30万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を30万円増額補正し、資本的支出の総額

は2億99万3,000円となりますが、寄付者の意向により、医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては、省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和5年11月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（篠原義彦） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求める件〔学校施設損壊に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕を議題といたします。

本件について報告を求めます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 承認第1号専決処分の承認を求める件〔学校施設損壊に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕について、御説明申し上げます。

本事故は、令和5年8月28日午後2時10分頃、本別町勇足150番地1、本別町立勇足小学校敷地内において、換気のため校舎2階音楽室北側の回転式の窓を半分程度開けていたところ、突風により窓が閉まった衝撃で窓ガラスが破損し、校舎北側職員駐車場に駐車していた車両に割れたガラスが落下したことにより損傷した車両損害事故について、次のとおり和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、提案につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を82万4,417円と定め、本別町が車両修理請負業者に対し支払うものとする内容でございます。なお、この損害賠償額につきましては、全額全国町村会総合賠償補償保険により賄われます。

今後は、このような事故が発生しないよう学校管理施設の安全性により一層配慮し、学校施設における事故防止に努めてまいります。

以上、承認第1号の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 予想もしなかったようなことで、このようなことで、相手が人

でなくて車だったということだったんですけども、これやっぱり窓から一定の距離をとった位置から駐車場を今後設定するなどのそういうような改善が必要じゃないかなって、ほかの学校も含めて、安全点検も含めて今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 今回の事故に関しましては、回転式の窓を半分程度開けていたことにより、突風によりそれが閉まってガラスが破損したんですが、こちらの窓、半分でなくて全開にしとけばロックがかかって風が吹いても、風で閉まってガラスが割れるようなことがないような窓になってますので、現在の対応といたしましては、窓を開ける際には窓を半分でなくて全開、全て開けてロックをかけて、閉まらないような状態で使用するよということによって学校のほうには指導はしております。

今回、そのほかにも、各学校もそういった窓あるかと思っておりますので、窓の使い方、また、駐車場の位置等も、今後は各学校のほうに指導しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号専決処分の承認を求める件〔学校施設損壊に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件〔学校施設損壊に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（篠原義彦） 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第18回）〕を議題といたします。

本件について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和5年度本別町一般会計補正予算（第18回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを

報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、ただ今承認いただきました窓ガラスの破損に起因する車両損傷事故に対する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,522万6,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、21節補償補填及び賠償金82万5,000円の増額補正は、相手側車両修繕費を損害賠償金として支払うものです。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入82万5,000円の増額補正は、この費用の全額が全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上いたしました。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第18回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第18回）〕を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第18回）〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第1号令和5年度本別町一般会計補正予算（第19回）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第1号令和5年度本別町一般会計補正予算（第19回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国の令和5年度補正予算における重点支援交付金事業に係る費用の計上が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億366万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,889万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、上段の2款総務費、1項総務管理費、12目電算事務処理費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正323万7,000円の増額補正は、住民税及び国民健康保険税の納付書に地方税統一規格QRコードを掲載するためのシステム改修費用を計上するものです。

2段目の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節役務費9万7,000円の増額、12節委託料、電算業務委託料、システム開発93万3,000円の増額及び18節負担金補助及び交付金、補助金、物価高騰対応重点支援事業低所得者枠1,930万円の増額補正は、国の補正予算による物価高騰対応のための低所得世帯支援事業のうち住民税均等割のみ課税世帯へ対する10万円の給付を行なうための費用を計上するものです。

下段の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費、消耗品費、一般事務用4万6,000円の増額、11節役務費2万6,000円の増額及び8ページ、9ページをお開きください。

上段の18節負担金補助及び交付金、補助金、物価高騰対応重点支援事業こども加算350万円の増額補正は、物価高騰対応のための低所得者世帯支援事業のうち、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の子ども1人当たり5万円の給付を行なうための費用を計上するものです。

上から2段目の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費、修繕料、車両41万円の増額補正は、太陽の丘循環バス1台のエンジン燃料ポンプの故障により部品交換が必要となったため修理費用を計上するものです。

その下、3目予防費、1節報酬、予防接種健康被害調査委員1万9,000円の増額補正は、予防接種健康被害調査委員会の開催回数増のため、その委員報酬を増額するものです。

3段目の7款1項商工費、6目消費者対策費、10節需用費56万4,000円の増額、11節役務費321万8,000円の増額、12節委託料、業務委託料、物価高騰生活応

援商品券引き換え等業務30万円の増額及び18節負担金補助及び交付金、補助金、物価高騰生活応援商品券交付事業3,100万円の増額補正は、物価高騰対応重点支援事業のうち推奨事業分として、町民1人当たり5,000円の商品券配布を行なうための費用を計上するものです。

下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費、学校施設等備品、本別中央小学校24万8,000円の増額補正は、職員室温風ストーブの故障により交換が必要となったため、その費用を計上するものです。

10ページ、11ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、消耗品費、一般事務用12万9,000円の増額及び14節工事請負費、中学校、エアコン設置工事3,894万円の増額補正は、国の令和5年度補正予算において学校施設へのエアコン設置に対し財政措置がされたことに伴い、生徒の就学環境の整備を繰り上げて実施するため工事費及び事務費を計上するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、2段目の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、物価高騰対応重点支援事業推奨事業補助金3,073万9,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました物価高騰生活応援商品券交付事業に対する補助金を計上するものです。

その下、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、物価高騰対応重点支援事業低所得者枠事業費及び事務費補助金1,978万2,000円の増額及び3節児童福祉費補助金、物価高騰対応重点支援事業こども加算事業費及び事務費補助金357万2,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました物価高騰対応のための低所得世帯支援事業のうち住民税均等割のみ課税世帯へ対する10万円の給付及び18歳以下の子ども1人当たり5万円のこども加算給付に対する補助金を計上するものです。

その下、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1万9,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました、予防接種健康被害調査委員会に要する経費が国庫補助金で賄われるため計上するものです。

その下、5目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金、学校教育施設整備費等補助金1,310万8,000円及び下段の21款1項町債、6目1節教育債、学校教育施設等整備事業債、中学校空調設備整備事業2,590万円の増額補正は、歳出で説明いたしました中学校施設へのエアコン設置事業のための補助金及び地方債を計上するものです。

下から2段目の18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金489万1,000円の増額補正は、物価高騰対応重点支援事業のうち国庫補助金で不足する分を財政調整基金からの繰入れにより充当するものです。

以上、歳入を終わりました、次に3ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正ですが、1、追加。

3款民生費、3項児童福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援事業こども加算35万

2,000円、4款衛生費、2項清掃費、事業名、十勝圏複合事務組合下水道建設負担金汚泥処理設備更新分1万5,000円、7款1項商工費、事業名、物価高騰生活応援商品券交付事業3,130万円、10款教育費、3項中学校費、事業名、中学校空調設備整備事業3,906万9,000円は、それぞれ事業が年度内に完了できないことから、必要経費を翌年度に繰り越すものです。

次の第3表、地方債補正ですが、1、追加は、中学校空調設備整備事業の追加によるもので、起債の目的、学校教育施設等整備事業、限度額2,590万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第19回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、繰越明許費など一括といたします。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 9ページをお伺いいたします。商工費です。

10節から18節の中の物価高騰生活応援商品券事業ということです。こちら1人5,000円って聞いたと思うんですけども、これは全町民に対してかなと思います。こちらの配布方法は郵便料ということで送るのかなと思うんですけども、こちらの配布する時期、そして繰越するというところで完了時期、その辺をお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今回の事業に関しましては、この議会で予算の承認後すぐに商品券の印刷、郵便局の配送、そして換金業務の商工会との契約を結びます。すぐに印刷始めていただいて、出来上がり次第、郵便局のほうへ発送の委託をまわします。おおむね時期が2月の中旬を予定しています。その後、2月の下旬から3月上旬にかけて、皆さんのお手元に届くように配送していただくということを考えておまして、早い方だと3月上旬、もしかしたら2月の下旬には手元に届くかと思われませんが、商品券の有効期限は6月30日、おおむね3か月から3か月半程度を想定しておりますので、その間で使っていただくと考えております。

3月までには、そちらの印刷業務、発送業務までを終わらすということで、その後で使用していただいた商品券の換金業務は4月1日以降で行なっていただくということで、翌年度への繰越しの事業として、商工会の事務費ですとか、換金の手数料、あとは換金代、商品券代は翌年繰越しで6月30日以降での処理ということで考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、歳出のうち8ページ、9ページでございます。4款衛生費でお伺いをいたします。

1目保健衛生総務費の10節需用費、修繕料ということで車両41万円の計上がございます。御説明の中では、太陽の丘の循環バスの燃料ポンプの修理ということでございました。こちら車両情報についてお伺いをいたします。諸元、車名や走行距離等、そうした車両情報についてお伺いをいたします。

続きまして、7款商工費でございます。

6目消費者対策費、18節負担金補助及び交付金、補助金といたしまして物価高騰生活応援商品券交付事業ということで3,100万円の計上がございます。こちらこれまでもこうした商品券事業というものは度々行なわれてきたところでございます。プレミアム付きで販売がなされたもの、または全町民を対象としたもの等々ございましたが、これらの使用率といたしますか、換金率といたしますか、そうしたものがどのような実績があったのかという点についてお伺いをいたしますのと、直近であれば商品券の再販というものが道の駅や商工会を窓口としてなされたことがございますが、いわゆる完売しきれなかったと、1回の販売でということでございました。結果としてはその再販によって完売をしたところですが、そうした事由が直近に生じている中で、この商品券事業というもののについての評価や課題をどのように捉えた上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

続きまして、10ページ、11ページでございます。

10款教育費、1目学校管理費の14節工事請負費、中学校エアコン設置工事といたしまして3,894万円の計上がございます。こちらの内容についてお伺いをいたします。積算内容、物品代であるとか工事費であるとか、そういった積算の内容についてまずお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） それでは梅村議員の質問にお答えいたします。

今回修繕する車両情報でありますけれども、この循環バスについては、北回りの循環バスです。それで帯広200さ67の25人乗りのバスになりまして、年式は平成13年車で、走行距離は26万キロとなっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時30分 休憩

午前 10時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 商品券のこれまでの使用率についてお答えいたします。

こちらの生活応援の商品券としまして世帯に配布したのに関してですけれども、第1弾が令和4年度に行なっておる分がありますけれども、こちら換金率としましては97.84%、町民の方の手に届いた券のうちの97.84%が使われております。

また、昨年末にかけて行ないました第2弾の生活応援商品券事業ですけれども、有効期限を12月31日までとしましたので、この1月で換金された分が最後ということで商工会のほうと今精算の業務を行なっておりますが、こちらに関しましては、各世帯に

届いた商品券のうちの84.04%が換金されております。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 私のほうから今回の事業、提案に当たっての考え方について答弁させていただきますけれども、今回の5,000円、1人当たり5,000円の配布の事業につきましては、国の補正予算の対応という部分もあるんですけれども、国自体が補正予算での低所得者対策に関しましては、簡素であって迅速に、できるだけ公平にというような観点で事業を検討実施していくところがありましたので、その観点を本町でも踏まえた上で、これまで実施した事業内容、あるいは実施までのスピード感、また、交付金自体の追加額、そういった支給額等々それら総合的に勘案しまして、今回は町民1人当たり5,000円の商品券の配布というようなことで実施させていただくようにさせていただきました。

直近でそのプレミアム商品券云々っていう御指摘がございましたが、ちょっと今こちらに換金率云々っていうデータはないんですけれども、事業の趣旨自体がちょっと今回の事業とはプレミアム商品券というのは実際無償配布ではなく、買うというようなちょっと色合いが違ってくるのかなという部分もございますので、それ以上の言及はちょっと控えさせていただきたいとは思いますが、今回の5,000円の商品券配布につきましては、先ほど申し述べたとおりの状況となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） すいません、先ほどの答弁で1つ訂正させていただきたいと思えます。先ほど走行距離26万キロと言いましたけども、申し訳ございません、42万7,000キロでございます。よろしくお願いたします。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 中学校のエアコンの設置工事に関してお答えさせていただきます。

今回の中学校のエアコンの設置工事ですが、まず、本別中学校のほうに11台を設置いたします。内訳といたしましては、普通教室、こちら特別支援で使っている教室も含みますが、普通教室に8台、職員室に2台、校長室に1台、本別中学校で合計で11台になります。勇足中学校ですが、全部で8台を設置いたします。普通教室5台、こちら特別支援で使っている教室も含まれますが、普通教室5台、職員室2台、校長室1台、合計8台。中学校全体でいきますと19台設置を予定しております。

また、積算の内容ですが、まず、直接工事費として本別中学校分で1,435万9,087円、勇足中学校分になりますが1,206万5,244円、こちら工事費の中に勇足中学校が受電設備の改修工事も含まっております。そのほかに共通仮設費として78万6,617円、現場管理費395万5,152円、一般管理費423万8,620円、消費税が354万円で合計で3,894万円といった内容となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 申し訳ありません。

先ほど私のほうで、使用率のほうメモを読ませていただいたんですが、メモの読み違いがあったということなので、もう一度読ませていただきます。

令和4年の事業が97.84%、令和5年の事業が98.04%となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは4款衛生費、車両の修繕料について改めてお伺いをいたします。車両情報につきましては平成13年式の25人のマイクロバスで、走行距離が42万7,000キロと訂正がなされたところでございます。

こちら町といたしましては、車両の評価、時価額やいわゆる車両の価値ですよね。いくらの価値があると捉えた上で御提案となっているのか。つまりはこの修理の妥当性というものでございますけども、当然車、こういう動産には時価というものがございまして、それを超えた修理費の場合は、全損や入れ替えという御判断がなされて更新等ということも検討されると思います。本提案に際しましては、更新か修理かという点で十分な御検討がなされた上での御提案と察するところでございますが、まず、車両の評価について具体的なものと、その精緻な検討結果の具体的なものについてお伺いをいたします。

続きまして、10款教育費、10ページ、11ページのエアコン設置工事についてでございます。こちらの工期については着工から完工までをいつと見ているのかという点、また、業者の手配というものは確実にできていると捉えてよろしいのか、その辺についてお伺いをいたします。工事が遅れることはないのかという点でのお伺いです。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時38分 休憩

午前 10時38分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 梅村議員の質問にお答えいたします。

まず、現在の車の評価なんですけれども、これについては評価をしておりません。

それと修繕の検討の結果ということなんですけれども、まず新しいものを更新するというよりも、まず、今、地域公共計画の中でいろいろ検討されている中で、ちょっと今後いろいろまた運行状況が変わるということもありまして、現在の車両を修繕していくことのほうが良いという判断で修繕の提案をさせていただきました。

それで検討結果の中身なんですけれども、一応リビルト品を使用するの修繕も検討しましたがけれども、リビルト品を使用するの修繕の場合、部品と車の接続部分が合わない場合、より経費がかかるとの見積りが業者から話があったことから、現実性と経済性を考慮し、新品の部品と交換するというところで検討してまいりました。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 私のほうから交通運行計画関連につきまして補足で答弁させていただきます。

地域公共交通の運行の計画につきましては、今年度策定中というような状況ですけれども、あらあらの方向性といたしまして、循環バスにつきましては運行形態、今、2台で北方面、南方面というようなコースで運行しておりますけれども、そのコースも見直し、または台数についても見直して運行すべきではないかというような、これまでの検討の中で見えてきた部分もございますので、そういった方向性を踏まえた上で、現在の車のある程度使っていかなければならない部分もあるというところもございます。ただ、車齢がすごい高いというのは皆さん御存じのとおりかと思うんですけれども、現在の市場の状況としまして、バス新品で買うにしても納期が1年以上2年近くになるというようなお話も聞いている状況で、中古につきましても物自体が少ないというような状況でもございますので、そういった部分も勘案しますと、少なくとも今の車のある程度維持して継続して使っていく必要があると考えておりますので、そういった意味もございまして、今回一旦修理ということで計上させていただいたという状況でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） エアコン設置の工期の部分についてになりますが、まず、エアコン本体に関しては、今正常に流通していると言っているのか、何と言っているのかね、注文次第届くような状況になっているというのをお聞きしています。実際の工事に関してなんです、こちら学校との今後入札して、その契約した業者との打ち合わせにも関わってくるのかなと思うんですが、実際の設置の工事に関しては、学校と日程を詰めながら進めたいと思っております。

設置する場所が教室ですので、当然授業で使っている場合は工事できませんし、そういった場合、どこか空いた教室等を使ってそこで授業していただいて、本来使っている教室が空いているところで教室は工事してもらおうとか、そういった日程調整しながら、なるべく早く設置したいなと思っております。

遅くても夏休み中には、全ての工事を完了したいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、4款衛生費の車両修繕料について改めてお伺いをいたします。

こちら車両の評価は行っていないということでございましたが、町のこれ動産としての財産ですけども、いわゆるそうした簿価的なものも含めて評価をしていないということは、これは間違いないでしょうかという点についてお伺いをすると、そうした際に、正式な仮にそうした評価額の記録がないとした場合、市場相場等を調べてとかっていうことは、今回はなされたのかどうかという点についてお伺いをいたします。

また、御答弁の中にありました公共交通計画の部分につきまして、先ほど来よりある程度これを使っていかなければいけないというような御趣旨の答弁がありました。このある程度、その公共交通計画について現在策定中ということで御答弁もありませんし、それが今現時点においては議会等においてもオープンに公表されているものじゃありませんので、今後の見通しといたしまして、この車両についてはいつぐらいまで使うもの

という想定が、今現時点この提案に際してはあるのかという点についてお伺いをいたします。

また、この車両についての直近の修理履歴、修理内容や修理費等を概要で構わないので、車検時ないしは一般修理費含めてどのようなものであったのかお伺いをいたします。

また、新品部品とリビルト品の検討もなされたようでございますが、仮にリビルト品を使用した場合はいくらの見積もり提示が車両修理の事業者からなされたのかお伺いをいたします。その差額等を含めてでございます。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

今のこの修理したバスの今後の見込みですけれども、少なくとも先ほど新車を買ったら1年2年かかるってというような見込みであるということも申し上げましたが、ちょっと未来へ向かって1台は更新していかなければならないのかなと捉えておまして、少なくともあと2年ぐらいは使っていく必要があるのではないかと捉えております。

また、車両の評価額云々につきましては、ちょっと今手元に資料はないんですけれども、当然公用車につきましては、保険ですね、車両保険も含めて入っておりますので、そういった中で年数に応じた車両の評価額というものがございますので、それに従って保険をかけて、すいません、ちょっと今手元に資料がございませんので、バスについての保険額がいくらであるのかというのはちょっと後ほど報告させていただきたいと思えます。以上です。

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時47分 休憩

午前 11時00分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 先ほどの答弁の中でございまして、保険の料率につきましては、委託先の会社でこの循環バスについては保険に入っているんですけれども、車両保険につきましては今200万円の枠で入っているということです。その200万円が妥当かどうかはあれなんですけれども、年数的には相当経っているのは皆さん御存じのとおりですけれども、年数からすると多分もっと低い価値になるのではないかとと思いますが、保険会社のほうでそこまで見てくれているというような状況だとお聞きしております。

また、車両の更新につきましては、先ほど今後この車については2年使っていく見込みであると申し上げましたけど、その交通計画の中での検討の状況もございまして、循環バスにつきましては先ほど申し上げましたとおり、運行形態、台数等々を見直ししては考えておりますので、そういった中で、今2台あるうちの更新計画を考えた中では、今の車については、あと2年は使っていかなければならないのかなと捉えているということです。

先ほども、繰り返しになりますけれども、新車あるいは中古車を買うにしても相当納期まで要するというのは見込まれますので、それを考えた中でいくと、まずは修理と今回考えているという状況でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 質問にお答えいたします。

まず、直近の修繕費なんですけれども、今年約97万1,000円、去年が29万7,000円、令和3年度が22万6,000円、直近の修繕費がこのようになっております。

それとあとリビルト品の話なんですけれども、私ちょっと説明がちょっとうまくできなくて申し訳なかったんですけども、先ほど部品と車の接続部分が合わないっていうようなちょっと答弁をしてしまってちょっとあれなんですけれども、正確に言うと耐久性に不安があるということで、新品での交換ということで考えております。それでリビルト品と新品との金額の差なんですけれども、14万8,500円となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第1号令和5年度本別町一般会計補正予算（第19回）について、反対の立場で討論を行ないます。

御提案のありました4款衛生費、車両の修繕料でございますが、こちら当該車両においては、帯広200さ67号で25人乗りのマイクロバスと、平成13年式の42万7,000キロということが御説明されたところでございます。

この提案の妥当性についてもろもろ勘案したところ、妥当とは言い難いと判断したところでございます。その理由といたしまして、地域公共交通計画の策定中につき循環バスの減便も考えているというところではございました。とはいっても2年間は使用していくということでございます。こうしたトラックやバス等ではございましたら、2年間使用するというのであれば、現在の車検残存期間存じておりませんが、少なくとも1回ないしは2回車検を受けると察するところでございます。

直近の修理費等についても伺いをいたしました。昨年度は97万1,000円、一昨年の令和4年度については29万7,000円で、令和3年度は22万6,000円ということで少額であるとは言い難い高額な修理費、維持管理費がかかっているところでございます。

2年程度使うということであれば、様々な方途、方策が考えられるところであります。例えばレンタカーを借りるということもそうですし、リース車を使うということも1つでございます。御答弁の中にもありましたが、中古車を購入することも可能でございます。比較的安価な中古車ということでございましたら、走行距離が10万キロ程度のもので2年ぐらいの使用には十分耐え得る、かつ2年使用した後に公売等で換価し

よう、売却をしてお金に換えようとしても十分な価値が見込める車両といたしましては、おおむね200万円から400万円程度で十分に取得ができるものであります。

また、新車であれば昨今の社会情勢等から納期に一定程度の時間を要することについては理解をしてございますが、中古車ということであればそういった事由はないのが実情であると捉えております。

御答弁のまろもろを勘案いたしましても、極めてずさんな御提案であると察するところでございますし、本来であれば、現在の市場価格等に照らして十分な比較検討を行なってどのような提案をしていくのが町民の財産を守っていき、町行政を円滑に運営していくこととなるのかを十分に考えていく必要が今後あると考えてございます。

少なくともこれまでの実績から照らしても、今後も数十万円とか100万円を超える高額な修理費等がかかる可能性、蓋然性というものは少なからず含んでいると捉えてございます。こうした本提案においては、私としては反対をいたします。

今後においては、こうした車両の更新等については専門家等の意見も聞き、適宜適切な判断をしていくこと、物を大切にしていくということの考え方については否定はいたしませんけれども、経済状況やまろもろの事情等を勘案して御提案をしていくことを望む。それらから外れる本提案については反対をいたすものでございます。

議員諸兄姉の賛同を賜りたくお願いを申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから議案第1号令和5年度本別町一般会計補正予算（第19回）について採決をいたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第1号令和5年度本別町一般会計補正予算（第19回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第2号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第2号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームにおける新型コロナウイルス感染症等の発生に伴う感染対策のために必要な経費の増額及び居宅介護支援事業所公用車の修繕料の増額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,087万5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1日施設介護サービス事業費、10節需用費、消耗品費151万7,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症等の感染対策として、プラスチック手袋、消毒液、使い捨て食器等を購入するもの。その下、12節委託料、業務委託料、医療廃棄物処理17万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症等の発生に伴う感染性医療廃棄物処理量の増によるものであります。

下段の2項居宅介護サービス事業費、1日居宅介護支援事業費、10節需用費、修繕料、車両14万3,000円の増額補正は、フロントガラス破損により修繕料を計上するものであります。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金169万1,000円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

次の6款諸収入、1項1目1節雑入14万3,000円の増額補正は、歳出で説明しました車両修繕の費用全額が、町村有自動車損害共済金で賄われるため計上するものであります。

以上で、議案第2号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは3ページ、4ページでございます。

歳出のうち1款の介護サービス事業費、10節の需用費で車両の修繕料の御提案がございます。フロントガラスの破損ということで御説明をいただいたところでございますが、こちら車両の情報とこうした修理、提案が必要になった経緯、事由等についてお問い合わせいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 質問に答弁させていただきます。

この車両につきましては、先ほど説明がありました居宅介護事業所の公用車でありまして、トヨタルーミー帯広500ふ2217であります。こちらにつきましては、12月20日にパート職員がフロントガラスの右側、下部に縦7センチほどの亀裂が入っているものが確認をいたしました。これにつきまして、車両台帳等で乗車者を確認いたしまして、そういった事実について確認いたしましたけれども、そういった飛び石と思われるんですけれども、そういった気付きっていうのはなくて、そのまま建設水道課と協議いたしまして、保険を適用して修繕を行ないたいというものになっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案3号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第3号本別町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律のうち、令和6年3月1日に施行される規定を踏まえ、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料を徴収する事務が標準事務として新たに加わり、令和6年3月1日に施行されるため、本別町手数料徴収条例において当該事務とその金額を新たに定める内容が主なものです。また、この改正における新規事務を役場出張所においても取り扱えるよう、併せて本別町役場出張所設置条例の一部も改正する内容となっております。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

本別町手数料徴収条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスク（以下この表において「磁気ディスク」という。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表第2項の次に次のように加える。

第2号の2、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）、戸籍電子証明書提供用識別符号1件400円。

別表第3項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書」に改め、同表第4項の次に次のように加える。

第4号の2、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）、除籍電子証明書提供用識別符号1件700円。

別表第5項中「又は同法」を「、同法」に改め、「交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表第6項中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和6年3月1日から施行する。

本別町役場出張所設置条例の一部改正。

第2項、本別町役場出張所設置条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍等に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する事項。

以上をもちまして、議案第3号本別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号本別町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第1回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年1月30日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 水 谷 令 子

署名議員 丑 若 浩 行